

全労済福井県本部 2013 経営委員会・地区推進委員会 合同会議の報告

2013年度が始まるにあたって、2013年6月2日（日）あわら温泉「まつや千千」にて、経営委員会と地区推進委員会の4役の方々を集め、推進活動計画の理解を深めるための合同会議を開催いたしました。

1. 講演：「労働者自主福祉運動における労福協・連合と労働組合の役割」

山岸会長より労働者自主福祉事業の歴史、協同組合の底流には「助け合いの精神」があることや、福祉事業団体が会費の面でも連合や労働組合の活動を支えていること、労働組合とは一心同心の関係であること、その事業が組合員のためであることを伝えていただきました。

2. 分散会

山岸会長の講演をうけて、3つのグループに分けて分散会を行い、たくさんの全労済に対するご意見をいただきありがとうございました。皆さまからいただいたご意見は、大きく次の2つに集約することができました。

■いただいたご意見①

全労済の良さが分からず（全労済の良さを伝えられない）、簡単に伝えられる何かがあれば、もっとすすめられる。

■このご意見をうけて…

あらためて全労済を簡単に伝えるための言葉を考えてみました。

「保障の生協 全労済」

競争社会になってしまった今だからこそ、生協ということをあらためて伝えていく必要があると捉えました。非常に短い言葉ですが、全労済を端的に表しています。保障を提供する生協、それが全労済です。皆さんも、「全労済は保障の生協だから、みんなに知ってもらいたい、理解してもらいたい、利用してもらいたい」という事を一緒に広めていただくようお願いいたします。



講師：福井県労働者福祉協議会・日本労働組合
総合連合福井県連合会 会長 山岸光司

会場風景

■いただいたご意見②

組合員・協力団体と元気にコミュニケーションを！
他と比べると職員数が極端に少ないから、接点時間も極端に増やすのは難しいはず。だからこそ、訪問時のコミュニケーションを大切にして欲しい。

■このご意見をうけて…

これまで、私たちは協力団体との関係に依存してしまい、いつの間にか組織全体として身になってしまい、協力団体への訪問も推進するための過程と捉えていたかもしれません。

「組合員のお役にたちたい」

これが私たちの訪問する理由です。この想いを常に意識して、訪問時のコミュニケーションを大切にしていきます。そして、これまで訪問回数が少なかった協力団体へも組合員のお役なつために、積極的な訪問をしていくことを約束します。



福井県民生協 第35回通常総代会開催!!

6月27日（木）、県民せいきょう本部センターで、第35回通常総代会を開催しました。当日は246人（採決時の出席人数）の総代のみなさんに参加いただきました。

竹生理事長からは、東日本大震災支援に対する御礼のほか、今年は創立35周年を迎え、改めて創立の原点を見つめ直し、これからも組合員の参加・参画、つながりを大切に社会的役割を果たしていくなどの挨拶がありました。また、ご来賓として西川福井県知事よりご挨拶を頂戴しました。

2012年度の出資配当金・利用高割戻し金が決定しました。

【割戻し金の内訳】

組合員還元総額は、1億5,795万円です。

- 出資配当金…0.20%
- 出資金額の0.20%を配当として還元いたします。
(ただし記定金の20.42%（震災復興特別貯蓄も）が現金として差し引かれます)

利用高割戻し
宅配サービスたんぽぽ便・ハーツ…0.37%
宅配サービスたんぽぽ便利用料（ガソリン・共済・車検などは除く）と、ハーツ利用高（テナントは除く）合計の0.37%を利用高割戻しとして還元いたします。
うち0.05%を震災復興基金として贈出をお願いし、震災支援活動などに使われていただきます。

●ステップアップ還元…8,073万円

※1万円未満の端数を切り捨てて表示しています。

左記の割戻しに、個人の年間ご利用状況に応じたステップアップ還元分をプラスして、7月4回（7/22月～7/26金）の配送時、または郵送にて通知書をお届けします。co・op共済《たすけあい》の割戻し金については7月20日頃便にて通知書を送付させていただきます。



7月22日以後、
ご自宅にお届けされた
「県民せいきょう
利用割戻しのハガキ」
を持って、ぜひハーツに
お買い物に起こしください！！

- ハーツや移動店舗「ハーツ便」「お買い物券としてご利用できます！」（清算前にレジにご提出ください。お釣りも出ます）
 - 宅配サービスたんぽぽ便ご利用できます。
(10月1回商品代金より差し引き)。
配送担当者までご提出ください。
 - 東日本大震災復興支援活動へ募金できます。
(配達担当者またはハーツサービスコーナーにご提出ください)。
- *ご利用期間を過ぎた場合は、出資金に振り替えさせていただきます。

割戻し金は
次のように
お使い
いただけます

ご利用申請期間
**7月27日(土)～
8月31日(土)まで**

年金セミナー

【知りたい 年金受給と働き方】

厚生年金の仕組みと手続きについて
学ぶセミナーです。

特に、今年4月から61歳にならないと特別支給の老齢厚生年金が受給できない方にお勧めです。

- 日時／2013年7月27日（土）午前10時
- 場所／福井市問屋町1丁目35番地
ユニオンプラザ福井3階
- 講師／特定社会保険労務士 湯川勢津子 氏
- 定員／50名 要予約 参加費無料
- お問い合わせ先／（公財）福井県労働者福祉基金協会
(0776) 22-6222

生活保護法改正・制度改革の要点

(1)「水際作戦」の法制化（24条）

保護の申請には「申請書」と「下記書類」が必要
①申請書⇒要保護者の氏名・住所、保護を受ける理由、資産・収入の状況（就労・求職・扶養の状況）

②申請書には、保護の要否、種類、程度等を決定するための書類の添付が必要

③扶養義務を履行していない扶養義務者には、保護開始時に書面で通知

(2)稼働層に対するワークファースト的指導強化

①保護開始時点で6ヶ月をめどに、集中的就労支援
②対象者＝就労による自立に向け支援が効果的な者
③自立支援活動確認書を締結（清掃・管理・整備・向上…）

④脱却困難な場合、低額であっても一旦就労することが基本
(3)福祉事務所の調査権限強化（就労状況、保護費の支出状況も）。官公署の回答義務規定

- ・不正受給への罰則の引上げ（3年以下の懲役、罰金30万円→同懲役、100万円）+加算金40%
- ・徴収金を保護費と相殺可能
- ・扶養義務者へ報告を求めることができる

④受給者は自ら健康の保持、増進に努める
・医療扶助の適正化
⇒指定医療機関制度の見直し……[指定取消、更新制]
後発医薬品の使用促進……[事実上の義務化]

ユニオンプラザ福井

—(一社)福井県労働福祉会館—

新理事長挨拶



日頃より、格別のご高配を賜り、誠にありがとうございます。

6月24日の総会におきまして、宮下正一氏の後任として、理事長に就任いたしました。

当会館が勤労者の窓として、また皆様が使い易いよう会館の設備や備品の環境整備に努めるとともに、安定した運営を念頭に事業を進めていきたいと考えております。
なにとぞ、前任者同様に、ご指導・ご協力ををお願い申し上げます。

平成25年6月

理事長 小林 宣之



福井市問屋1丁目35

TEL0776-26-1828

FAX0776-21-2886

E-mail/info@union-plaza.jp

URL/http://www.union-plaza.jp

ユニオンプラザ福井の各スペース

静かに…、真剣に…、ワイワイと…、お気軽にご利用ください。

会議室・ギャラリー・喫茶室をご利用いただけます。（料金は会館事務局へご相談下さい）

写真で見る労働福祉団体の総会風景

